

2 0 1 1 年 1 1 月 1 1 日

東京都千代田区日比谷公園1番3号  
市政会館地階  
三原法律事務所  
御堂筋共同ビル開発特定目的会社  
破産管財人 三原 崇功 様

大阪府中央区北浜3丁目1番22号  
あいおい損保淀屋橋ビル  
大洋リアルエステート株式会社  
代表取締役社長 堀内 正雄



事件番号平成23年(フ)第5459号

1. 先日(2011年11月04日)東京地裁にての破産債権者集会終了後私は出国し、昨夜帰国しました。本書を持って下記事項を確認しておきます。もしご異議があれば、11月15日迄にご返信下さい。

添付二枚(別送1)は上記債権者集会で三原管財人より提示されました。この「財産目録及び収支計算書②」と称する文書は、多少経理を理解する者なら一見してでたらめと解る支離滅裂の計算書です。破産申



請日の添付甲第5の1、5の2（別送2）と全然違っています。三原管財人は御堂筋共同ビル開発特定目的会社（以下「TMK」又は「同社」と言います）が2011年4月20日東京地裁第20部に提出し同月27日認可された破産手続開始決定の資産部分について当社よりの再度の質問に対し、言を左右にして意味不明の答弁でしどろもどろになるだけで、明確な回答を全出席者？の前で行いませんでした。破産後手続開始後に引継資産と称する200万円が入金になっていますが、これは三原管財人に破産廃止時の管財人報酬準備金として三菱地所（実質）が出したものと推測しています。三原管財人の協力者と思われるこれら三菱地所関係者、その他多数（15～20名）も一切質問せず、奇異な債権者集会が又もや繰り返されました。又同社の破産前の決算書も依然として提出を拒否したままです。

2. 添付書面二枚（別送1）の内容は大部分真実を書替えています。鹿島建設に払った約10億円は行方不明？破産手続開始前に払った裁判所への予納金や破産手続開始申立の為に払った弁護士費用の調達

1.11  
8.12



先も言えないとの事。又尚当社の土地を半強制的に同意を得るとして執拗に売却する方向を示していますが、当社は大阪地裁の第一回調停でもその後でも、又東京地裁の債権者集会でも、(その他内容証明郵便等でも)土地は売らない事は書面でも口頭でも何回も通告済みです。

3. 三菱地所は地主の当社を巧妙な手口を使って信用させ T M K を使って土地を 50 年間リースし、保証金も払うと二回に亘り文書で契約しながら一銭も払わず、家賃も払わず、不法占拠する当社の土地に巨大ビルを建設しそれを放置し、当社の土地を二束三文で買うとし買取れなくなれば、今度は破産法を悪用して破産手続開始の申請迄行いました。しかも、三菱地所は広報部を通じてマスコミには、破産申請をした事は当時知らなかった、東銀リースが勝手にやったと驚嘆すべき立場を取るなど、地主や優先出資者を愚弄する行為を行いながら今迄一度の謝罪もしていません。中間法人や T M K 設立前に、中間法人の役員や T M K の役員には融通のつく東銀リースを使うと当時三菱地所担当者は当社に明言しています。



4 . 大 阪 地 裁 第 1 0 部 に お い て 2 0 1 1 年  
 1 0 月 2 4 日 に 調 停 が あ り ま し た が 、 裁 判  
 官 か ら 、 三 菱 地 所 は 本 件 解 決 し た 時 に 謝 罪  
 す る と 言 っ て い る と の 趣 旨 の 話 し が あ り  
 ま し た 。 当 社 は 謝 罪 を 金 で 買 う つ も り は な  
 い と 話 し ま し た 。 次 回 、 来 年 1 月 1 6 日 に  
 裁 判 官 は 調 停 委 員 会 の 勧 告 案 を 出 す と 言  
 明 さ れ ま し た 。 当 社 は 、 三 菱 地 所 と 三 原 管  
 財 人 が 法 に 従 っ た 上 で 誠 実 な 態 度 を 示 さ  
 な い 限 り 勧 告 案 の 内 容 に 従 え な い と 表 明  
 し て あ り ま す 。 も し 調 停 勧 告 案 が 、 今 迄 通  
 り 三 菱 地 所 を 厚 遇 す る 内 容 で あ れ ば 当 社  
 は 拒 否 す る と 裁 判 官 に 伝 え て あ り ま す 。 そ  
 の 場 合 当 社 は こ れ 以 上 時 間 を 割 く 事 は 出  
 来 ず 、 遅 れ て い る 、 定 期 借 地 権 設 定 契 約 書  
 に 基 づ く 法 律 上 の あ ら ゆ る 処 置 を 取 ら ざ  
 る を 得 な く な る と 共 に 、 三 菱 地 所 に は 合 理  
 的 な 巨 額 の 損 害 賠 償 請 求 を 行 う で し ょ う 。  
 そ の 時 は 、 鹿 島 建 設 の 留 置 権 や 税 金 等 当 社  
 以 外 の T M K に 対 す る 債 権 者 は 、 一 銭 の 回  
 収 も 出 来 な い と 信 じ ま す 。 但 し 、 T M K に  
 は 資 金 調 達 ル ー ト 不 明 の 約 2 0 0 万 円 の  
 現 金 が あ り 管 財 人 は 最 優 先 し て 報 酬 を 得  
 ら れ る で し ょ う 。

以 上 。

この郵便物は平成 23 年 11 月 11 日  
 第 120-15-76688-2 号書留内容証明郵便物として  
 差し出したことを証明します 郵便事業株式会社



流屋  
 11.11  
 8-12

